

【機械等の運転者に必要な資格】

| 機械名 | 機械等の能力・作業内容 | | 資格の種類 | | | | |
|---------------------------------------|------------------------------|---|---|------|------|--------|--------|
| | | | 免許 | 技能講習 | 特別教育 | 安全衛生教育 | |
| クレーン等 *1 | クレーン | つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転 | ● | | | 5年目再教育 | |
| | | つり上げ荷重が5トン以上の床上で運転し、かつ、運転者が荷とともに移動する方式のクレーンの運転 | | ● | | | |
| | | つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転 | | | ● | | |
| | 移動式クレーン | つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転 | ● | | | 5年目再教育 | |
| | | つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式のクレーンの運転 | | ● | | | |
| | | つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転 | | | ● | | |
| 建設機械等 | 車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) | 機体重量3トン以上のもの | 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転。但し、道路上の走行運転を除く | | ● | 5年目再教育 | |
| | | 機体重量3トン未満のもの | | | ● | | |
| | 車両系建設機械 (締固め用) | ローラの運転(道路上の走行運転を除く) | | | ● | 5年目再教育 | |
| | 車両系建設機械 (解体用) | 機体重量3トン以上のもの | 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転。但し、道路上の走行運転を除く | | ● | | |
| | | 機体重量3トン未満のもの | | | ● | | |
| | 高所作業車 | 作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上の走行運転を除く) | | | ● | | |
| 作業床の高さが10メートル未満の高所作業車の運転(道路上の走行運転を除く) | | | | | ● | | |
| 荷役運搬機械等 | 不整地運搬車 | 最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転(道路上の走行運転を除く) | | ● | | | |
| | | 最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転(道路上の走行運転を除く) | | | ● | | |
| | フォークリフト | 最大積載量が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上の走行運転を除く) | | | ● | 5年目再教育 | |
| | | 最大積載量が1トン未満のフォークリフトの運転(道路上の走行運転を除く) | | | | ● | 5年目再教育 |
| | ショベルローダー・フォークローダー | 最大積載量が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上の走行運転を除く) | | | ● | | |
| | | 最大積載量が1トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上の走行運転を除く) | | | | ● | |
| 巻上機 | 巻上げ機(ウインチ) | 動力駆動の巻上げ機の運転(電動ホイスト、エアホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係わるものを除く) | | | ● | | |

*1: クレーン等の吊り具での荷掛け・荷外し作業を行うには、別途『玉掛け作業』の資格が必要です。

玉掛け作業とは 吊り具を用いて行う荷掛けおよび荷外しの作業である。

クレーン等を用いて荷役運搬作業を行う場合には
吊り荷をクレーン等のフックで吊るためのワイヤーロープ等の吊り具の準備、
荷の吊り上げ、吊り荷の移動、吊り荷を所定の場所に設置、片付けまでの一連の作業、
並びにクレーンへの合図動作、を含めて玉掛け作業という。

補足 別の場所でフックから荷を外す場合、外す側の作業にも同等な資格が必要である。
複数の作業員が行うのであればその場所の数だけ有資格者が必要である。
有資格者の下で補助的な業務を行うに当たっては資格不要であり、補助業務の一定期間の経験により技能講習の講習時間が短くなるなどの優遇措置がある。
補助業者だけの玉掛け作業は出来ない。